様式第１号

秩父市広告掲載申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　秩　父　市　長　　様

申請者

住　　所

会社名等

代表者名

電話番号

FAX番号

秩父市広報紙広告掲載取扱要綱第４条第１項の規定により、掲載原稿を添えて、次のとおり申請します。

市報ちちぶ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第1希望 | 第2希望 |
| 広告掲載希望月 | 月 | 月 |
| 広告の大きさ | 号 | 号 |

※　１号広告・・・縦５６ｍｍ、横　８８ｍｍ

　　２号広告・・・縦５６ｍｍ、横１８０ｍｍ

※　掲載原稿を添付し、申請してください。

問い合わせ　秩父市役所総合政策部広報広聴課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話０４９４（２２）２５０５(直通)

市報ちちぶ広告掲載申込要領

１　広告掲載の内容

　掲載できる広告は、次の各号の掲げる要件を備えたものとします。

(1)市報ちちぶの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのないものであること。

(2)市内の商工業の発展に資するものであること。

(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないものであること。

(4)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るものでないこと。

(5)公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。

(6)その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

２　広告を掲載できる者は、市内に住所または事業所を有する者とします。

３　広告は、「市報ちちぶ」の「お知らせのページ」の下1段に掲載します。

　　※秩父市ホームページで閲覧できる市報ちちぶPDF版には掲載はいたしません。

４　広告の規格及び掲載料は、掲載1回につき次のとおりです。

　◎１号広告(大きさ縦５６mm×横８８mm、１色刷り)・・・・・１５，０００円

　◎２号広告(大きさ縦５６mm×横１８０mm、１色刷り)・・・・３０，０００円

５　広告掲載は、原則として受付順としますが、掲載月は、掲載希望者数などにより変更になる場合があります。（初回申請者は優先されます。）

６　広告掲載の｢原稿｣は、掲載希望者が作成してください。

　※広告の原稿は、希望する大きさで作成し提出してください。ただし、指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。

　※写真は、プリントしたもの。ネガは不可。

　※広報紙への割付については、市が行います。

７　申込み

　広告は、毎月１０日発行の「市報ちちぶ」の「お知らせのページ」に掲載されますので、掲載希望月の２か月前の２５日（１月号の掲載申請は１１月２０日）までに裏面「秩父市広告掲載申請書」と「原稿」を持参の上、広報広聴課までお申し込みください。この日が閉庁日の場合は直前の開庁日までに提出してください。

　※　例)９月号(９月１０日発行)に掲載する場合・・・・

７月２５日までに原稿提出

８　広告料の納付について

　広告掲載が決定した場合、秩父市広告掲載決定通知書と一緒に納入通知書を送付します。広告掲載料は、納入通知書を発した日から１４日以内に指定金融機関に納入してください。

問い合わせ　秩父市役所総合政策部広報広聴課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話０４９４（２２）２５０５（直通）